

## 監査報告書

公立学校共済組合静岡支部長 様

監査員 石 本 雅 文

監査員 橋 本 純

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合静岡支部の定期監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査年月日 令和 2 年 5 月 28 日（木）
- 2 監査対象期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
- 3 監査事項 短期・厚生年金保険・経過的長期・退職等年金・業務・保健・貸付の各経理に係る事業の内容、諸帳簿、伝票、証ひょう書類、資産の管理
- 4 監査の結果の概要  
各経理とも、諸帳簿等について適切な会計処理が行われており、業務についても適正に執行されている。
- 5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項  
保健事業における出産保育事業及び結婚祝品事業の企画提案募集要領において、契約を「最長 5 年程度まで延長する場合がある」との表記が見られた。契約業者に誤解を与えるような曖昧な表現であり、契約期間は明確に定めておくべきである。次回の事業見直しの際に、改善願いたい。
- 6 文書をもって注意しなければならない事項  
なし
- 7 その他参考事項
  - (1) 被扶養者等の特定健診受診率は 50%程度に留まっており、組合員の家族の疾病予防促進のため、受診率向上への取り組みを実施していただきたい。
  - (2) 職場の健康づくり支援事業は健康意識向上に寄与する良い事業であるが、実績と予算との乖離が大きく、教育委員会を含め諸団体の実績が少ないと感じる。周知方法の工夫など、利用実績の向上に取り組んでいただきたい。

- (3) メンタル不調による休職者は若年層に多い傾向にあるが、心の健康相談事業の利用者においては若年層が少ない。県では教職員サポートルームの相談事業も実施しているが、共済組合の事業を積極的に活用することで、メンタル不調の未然防止に繋がると考えるので、若年層の利用促進に取り組んでいただきたい。
- (4) 教職員体育大会事業にあっては、実施している地区は減少しているものの、令和2年度から新たに助成制度を設けるなど、事業継続に当たって工夫が見られる。今後も組合員のニーズを汲み取り、健康増進のための施策を講じていただきたい。
- (5) 貸付金減少への対策としては、貸付金利率の引下げが効果的と考えるものの、支部に決定権がなく難しい課題であるかと思うが、本部への要望を行っていただくなど、組合員の利便性向上に努めていただきたい。
- (6) 新たな任用制度の開始に伴い、待遇や様々な面で不安や不満を感じている職員もいることから、共済組合には現場の意見や要望に耳を傾け、丁寧かつ適切な対応をお願いしたい。